

堺市監査委員公表第18号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月26日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立西文化会館)	
監査実施期間	令和5年8月1日～令和5年12月21日	
措置を講じた部局等	文化観光局 文化国際部 文化課 指定管理者：大阪ガスビジネスクリエイト株式会社	
指摘事項等	状況	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。</p> <p>また、市はそれに対する指導を行っていない。</p> <p>ア 委託料に計上すべき支出の一部を、諸謝金に計上していた。</p> <p>イ 自主事業として設置している自動販売機に係る電気代を、自主事業の収支状況と指定管理業務の収支状況の両方に計上していた。</p> <p>ウ 消費税が課されない費目である公租公課と保険料の支出について、10%を加算して計上しているものがあった。</p> <p>エ 令和4年度の支出内容を説明する内訳欄に、実際には支出のなかったものが記載されていた。</p>	<p>御指摘を受け、収支報告書を正しい内容に修正し、令和5年10月27日付けで市に提出しました。</p> <p>今後は下記取組を実施し、再発防止します。</p> <p>ア 諸謝金も舞台人件費（委託料）も「委託作業費」の会計科目で計上し、収支報告書では、諸謝金の項目に全て計上していましたが、今後は「委託作業費（諸謝金）」と「委託作業費（舞台人件費）」に会計科目をあらかじめ分けて管理します。</p> <p>イ 指定管理業務の毎月の収支状況を管理している収支データにおいて、自主事業での自動販売機の電気代と指定管理業務での電気代とを明確に分けた項目を新たに作成します。加えて、毎月の決算作業の中で複数名での確認作業も実施します。</p>	<p>指定管理者</p>

	<p>ウ 指定管理業務の毎月の収支状況を管理している収支データにおいて、消費税算出方法を改めます。加えて、毎月の決算作業の中で複数名での確認作業も実施します。</p> <p>エ 四半期及び年度末の収支報告書作成の際に、内訳欄の記載内容について複数名での確認作業を確実に実施します。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者に事業報告書の修正を指示し、令和5年10月27日付けで、指定管理者から再提出された同報告書を受理しました。</p> <p>今後は、事業報告書に計上する項目や費目、金額等について複数人による確認を行う等チェック体制を確立するよう、指定管理者に指導しました。また、報告された収支内容の支出状況を指定管理者と十分に確認を行います。</p>	<p>文化課</p>
--	--	------------